

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第5（第5条関係） 医療職給料表(二) 級別資格基準表							別表第5（第5条関係） 医療職給料表(二) 級別資格基準表								
職 種	学歴免許等	職 務 の 級					職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		1級	2級	3級	4級	5級			1級	2級	3級	4級	5級		
略							略								
歯科衛生士	短大3卒		<u>1</u>	<u>5</u>	別に定	別に定	歯科衛生士	短大卒		2.5	5	別に定	別に定		
		<u>0</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	める	める				2.5	5	別に定	別に定		
	短大2卒		2.5	5	別に定	別に定				0	2.5	8	める	める	
	略						略								
略							略								
備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。							備考 <u>薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師</u> にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。								
別表第8（第6条関係） 医療職給料表(二) 初任給基準表							別表第8（第6条関係） 医療職給料表(二) 初任給基準表								
職 種	学歴免許等	初 任 給					職 種	学歴免許等	初 任 給						
略							略								
歯科衛生士	短大3卒	<u>1級17号給</u>					歯科衛生士	短大卒	1級11号給						
	短大2卒	1級11号給									1級11号給				
	略								略						

略

備考 略

別表第9 (第6条関係)

医療職給料表(三) 初任給基準表

略

備考

1・2 略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第10 (第7条関係)

職	区分
略	
略 丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	4種
略 主任部長	5種
略	

別表第11 (第7条関係)

1～3 略

4 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当
7級	4種	86,700円
6級	7種	56,300円

別表第13 (第20条関係)

略

備考 略

別表第9 (第6条関係)

医療職給料表(三) 初任給基準表

略

備考

1・2 略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第10 (第7条関係)

職	区分
略	
略 丸亀病院事務局長	4種
略 主任部長 中央病院看護部長	5種
略	

別表第11 (第7条関係)

1～3 略

4 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当
6級	5種 7種	76,600円 56,300円

別表第13 (第20条関係)

職	割合
略	
丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	100分の10

職	割合
略	
丸亀病院事務局長	100分の10

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。